

2 . 社会保険関係について

(別添)

(1) 社会保険料の徴収を担保する手段として、最終的手段としての強制執行のみによるべきであって、事業者には保険料納付のインセンティブを与えるために例えば未加入・未納付事業所名を公表する等の方法をとるべきではないとする論拠、実態上の理由等をお示しいただきたい。

- 1 社会保険に加入している事業所に対する保険料の徴収については、年度内に発生した保険料を年度内に徴収することを基本とし、現年度分の保険料に関しては、約99%の収納率を達成している。その過程では、必要に応じ、差押えの対象となる財産を把握し、滞納処分を実施しており、平成13年度には、差押延件数が19,715件、差押延金額が1,500億円に達している。
- 2 このような取組にもかかわらずなお保険料を納付していない事業所は、保険料に相当する資金を保有していながら、あえて保険料を滞納している訳ではなく、資金繰りが悪化しているため、保険料に相当する資金のみならず差押えに適した財産も保有していないのが実態である。
- 3 それにもかかわらず、仮にそのような事業所名を公表すれば、当該事業所が経済的信用を失って融資や取引の停止に追い込まれ、かえって保険料の徴収が困難になる可能性が高い。したがって、むしろ、滞納事業所に対して保険料の納付を督促する過程で、計画的な保険料の納付を指導するとともに、滞納処分を的確に実施する方が保険料収入の確保に資するものと考えている。
- 4 なお、社会保険に加入すべきであるにもかかわらず社会保険に加入していない事業所についても、その主たる理由は、保険料を負担する資力を欠くことにあるのが実態である。したがって、そのような事業所名を公表することが未適用事業所の適用促進につながるとは考えにくいいため、法人登記簿の閲覧や労働保険の適用事業所に関する情報の活用による未適用事業所の把握、社会保険労務士や社会保険事務所職員による未適用事業所に対する巡回説明や巡回指導等を着実に推進してまいりたい。

(2) 従業員から強制的に徴収した社会保険料を社会保険庁に納入しないことは、横領その他刑法犯罪に該当するのではないかとの指摘があるが、そのような指摘に対して貴省の見解を論理的にお示しいただきたい。

- 1 横領罪が成立するためには、横領の対象となる「物」が「自己の占有する他人の物」であることを要する（刑法第252条第1項）。
- 2 しかしながら、保険料を滞納している事業主においては、資金繰りが悪化しているため、従業員に対して手取り分の報酬を支払うために必要な資金をようやく調達しており、そもそも、従業員に対する報酬より源泉徴収されることとなる被保険者負担分の保険料に相当する資金を保有していないのが実態であるため、横領の対象となる物が存在しない。
- 3 したがって、保険料の滞納については、横領罪の成否を論じる以前の問題と認識している。
- 4 なお、仮に、滞納事業所に対して保険料の納付を督促する過程で、事業主において、保険料に相当する資金を保有しているにもかかわらず、あえて保険料を滞納している、といった事実が判明すれば、ただちに滞納処分を実施することとなるものであり、そのような事態を漫然と放置することはない。

(3) 知的財産本部がまとめている「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(案)において、知的財産権侵害を水際で防ぐべく税関において模倣品等の輸入差し止めがなされた場合、税関が輸入業者・輸出業者等の氏名等の情報を権利者に開示できるようにするとしている。

国民年金の収納率が低下している中、税務申告の際に「社会保険料控除」がなされていない申告者について、上記「知的財産」と同様、税務当局と連携して納付させる仕組みを検討できないか。

税務申告の際に「社会保険料控除」において国民年金保険料の控除を申告していない者の中には、保険料未納者のほか、納付した保険料について世帯主や配偶者がまとめて申告している者、保険料免除者、第3号被保険者など、様々な状況にある者が含まれており、単に「社会保険料控除」がなされていない者の情報について国税庁から提供を受けられたとしても、あまり意味はないものと考えている。

また、現在は、確定申告の手続きの際に社会保険料控除額にかかる証明書類の添付が義務付けられていないため、国民年金保険料の未納者が社会保険料控除を受けている可能性がないとは言えず、むしろ、国民年金保険料の未納者が社会保険料控除を受けているとすれば問題であるので、確定申告等の際に保険料支払済み証明書の添付の義務付けを要望することを検討していきたいと考えている。

なお、税務当局との連携という観点からみれば、特に地方税に関し、所得や資産に関する情報(課税情報)を社会保険庁に提供していただければ、未納者の負担能力の把握等に活用することが可能となり、免除勧奨及び強制徴収を的確に実施することに役立てられるものと考えている。

(4) 国民年金保険料の徴収率（市町村所管時および国へ移管後の全国集計）をお示しいただきたい。（なお、集計が出ていない場合は、その時期をお示しいただきたい。）

国民年金の現年度分の保険料の納付状況については、下表のとおりとなっている。

なお、国民年金保険料の収納について、現年度分の保険料の収納については、平成13年度以前は市町村が行っていたが、平成14年度以降は国に移管された。また、過年度分保険料の収納については、平成13年度以前から国が行っている。

	国民年金の納付率
平成13年度	70.9%
平成14年度	62.8%

$$(注) \text{ 納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

- ・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
- ・現年度保険料の収納を市町村で行っていた平成13年度以前については、「検認率」という用語を用いていた。

(5) 国民年金の事務費について、国へ事務を移管する前の費用とその内訳をお示しいただきたい。

国民年金の事務費について

(単位:億円)

区 分	平成13年度		平成14年度	平成15年度
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	予 算 額
事務費 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 国民年金業務に従事する職員の人件費、納付書、 年金手帳、年金証書等の用紙作成費及び通信運搬費、 事務所管理費、適用・徴収事務のための旅費等 </div>	1,810	1,674	1,591	1,438
主な経費 適用及び給付等の業務に係る物件費等	314	249	609	552
社会保険事務所等の職員の人件費(非常勤職員手当を含む)	464	441	519	507
国民年金事務取扱交付金等(印紙売りさばき手数料を含む)	1,032	984	463	379

〔注1〕国民年金の事務費については、保険料収納事務だけでなく、適用被保険者記録の管理、給付等の業務に係る事務費を含む。

〔注2〕国民年金保険料の収納事務は平成14年度から国に移管されたが、平成14年度以降も被保険者(第3号被保険者を除く)からの届出の受理及び審査等に係る事務は、引き続き市町村において実施している。

〔注3〕「国民年金事務取扱交付金等」は、市町村に対する交付金等である。

(6) 国民年金の滞納・未納と、国税・地方税におけるそれとの相関関係についてお示しいただきたい。

- 1 国民年金の保険料を滞納している者が、所得税や住民税を納付しているかどうかについては調査していないため、ご質問に直接お答えすることは困難である。
- 2 しかしながら、
所得税や住民税は、各種控除を差し引いた後の所得に対して賦課されるものであり、いわゆる課税最低限以下の所得しか有しない者には、そもそも納税の義務がないのに対し、
国民年金の保険料は、所得の有無を問わず一律に納付義務が課されており、低所得者に対する申請免除制度はあるが、その基準は、例えば単身世帯で前年所得が35万円以下などと低く、所得税が課税されない者も納付義務を負っている
ことから、国民年金の保険料を納付すべき者は、住民税・所得税の納税義務が課されている者よりも多くなっている。
- 3 実際、所得税の申告納税者数を見ても、平成13年分の申告納税者は707万人、そのうち事業所得者（事業所得が給与所得等の他の所得金額より多い者）は207万人に過ぎないのに対し、国民年金の第1号被保険者は、免除者や未納者を除いても1,000万人を超える数の被保険者が保険料を納付している状況にある。
また、国民年金被保険者実態調査によると、平成10年には、国民年金第1号被保険者のうち所得税非課税の者が5割程度を占めている。そのうち、納付者（一部納付者含む。）63.4%、未納者14.5%、申請免除者22.1%と、納付者が約3分の2を占めている。

(7) 国民年金保険料の支払い免除者を定める場合の具体的な基準と免除者の推移についてお示しいただきたい。

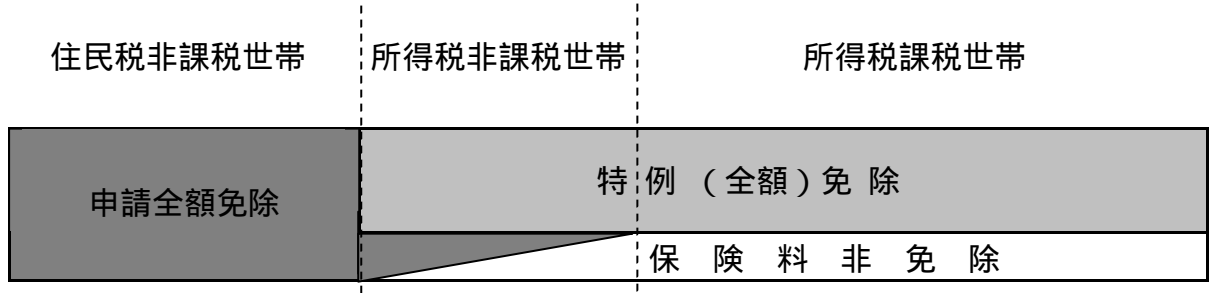
(答)

免除に関する関係条文については別紙 1、申請免除基準の具体例については別紙 2、免除者の推移については別紙 3 のとおりである。

(参考)

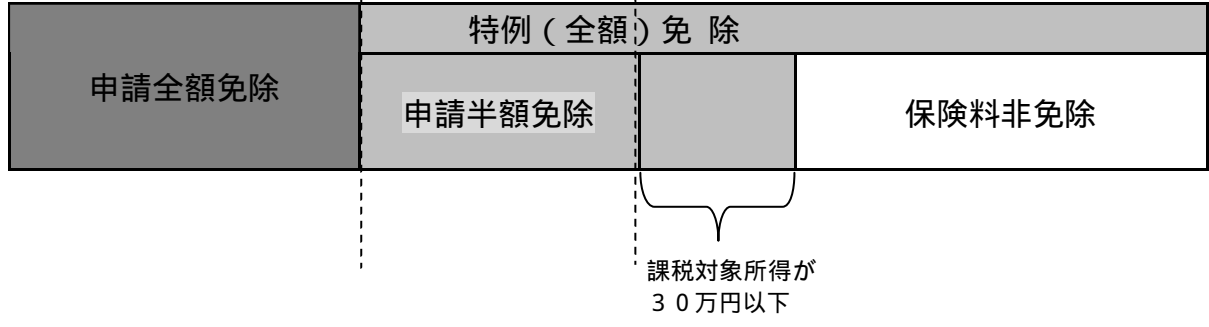
平成 14 年度に実施された半額免除制度の導入及び免除基準の明確化

(平成 14 年 3 月以前)



・ 今後増加が見込まれる保険料負担を公平に求めていくためには、免除基準を分かりやすく、また、明確にする必要があったことから、免除制度を見直し

(平成 14 年 4 月以降)



特例免除の要件の見直し

平成 14 年 3 月以前	平成 14 年 4 月以降
<ul style="list-style-type: none"> 天災、失業、その他の理由により保険料の拠出が困難と認められる場合(所得、稼得能力、生活程度等を考慮)は、前年所得の多寡にかかわらず、保険料免除。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例的に免除とする事由を、天災・失業等に限定。